

サイドイベント開催報告

「二国間クレジット制度（JCM）を通じた途上国での低炭素社会形成のための行動」

環境省、(一社) 海外環境協力センター (OECC) 及び (公財) 地球環境センター (GEC) は、2014 年 12 月 1 日～12 月 14 日にペルー・リマで開催された国連気候変動枠組条約第 20 回締約国会議 (COP20) 及び京都議定書第 10 回締約国会合 (CMP10) のサイドイベントとして、「二国間クレジット制度 (JCM) を通じた途上国での低炭素社会形成のための行動 (Action for Low carbon development in developing countries through the Joint Crediting Mechanism)」を開催しました。

当日は 70 名以上の各国の政府関係者や専門家が参加しました。

- 日時：2014 年 12 月 8 日 (月) 15:00 - 16:30
- 会場：Maranga
- 主催：環境省、一般社団法人海外環境協力センター (OECC)、公益財団法人地球環境センター (GEC)
- プレゼンター (敬称略)：Sum Thy (カンボジア環境省)、Ratu Keni Atika (インドネシア JCM 事務局)、Syamphone Sengchandala (ラオス天然資源・環境省)、Saruul Dolgorsuren (モンゴル自然環境・グリーン開発省)、Xavier E. Matsutaro (パラオ大統領府)、Le Ngoc Tuan (ベトナム天然資源環境省)、加藤 真 (OECC)、木村 祐二 (GEC)
- プログラム (英文)

■ 概要

気候変動問題に効果的に対処するためには技術・市場・資金を十分に活用して世界全体で「低炭素成長」を達成することが必要である。日本と途上国との間で行われている二国間クレジット制度 (Joint Crediting Mechanism: JCM) は、優れた低炭素技術等の普及や緩和活動の実施を促進し、途上国の持続可能な開発にも貢献するものである。2013 年の JCM 開始以降、日本と 12 か国との間で JCM に係る二国間文書の署名が行われており、方法論の承認やプロジェクトの登録等を含め具体的な取組が進められている。本サイドイベントでは、JCM パートナー各国における取り組みを紹介し、今度の展望について情報交換を行った。

オープニングでは日本環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室水野国際企画官より、本イベントに JCM パートナー国を迎えることができたことに対して謝意が述べ

られ、また本イベントを通じて更に活動が広がっていくことを期待する旨の挨拶がなされた。

1. **Sum Thy 氏** (カンボジア環境省)：「カンボジアにおける JCM 実施状況 (Current status of JCM Implementation in Cambodia)」

- 現在カンボジアでは電動システムを利用したエコモビリティプロジェクト、上水道の改善、LED の設置などいくつかの JCM 実現可能性調査が行われている。その実施に当たっては公益財団法人地球環境戦略研究機関 (IGES) や、OECC によるキャパシティ・ビルディングが役立っている。今後も JCM 方法論の開発や制度文書の整備など、活動を進めていく。

2. **Ratu Keni Atika 氏** (インドネシア JCM 事務局)「インドネシアにおける JCM 実施状況 (Current status of JCM implementatin in Indonesia)」

- エネルギー高効率化及び再生可能エネルギーに係る 12 のプロジェクトが現在行われている。今年「インドネシアの工場空調及びプロセス冷却用のエネルギー削減」が JCM プロジェクト第一号として登録された。また JCM 方法論開発のために、専門家を招聘し的確なコメントを得るなどし、既に 4 つの JCM 方法論が承認されている。更に、関連者間でのコミュニケーションを密にすること、特にインドネシア側のプロジェクト参加者が JCM について理解することが重要と考えている。

3. **Syamphone Sengchandala 氏** (ラオス天然資源環境省)「ラオスにおける JCM 実施状況」(Current status of JCM implementation in Laos)

- ラオスでは実現可能性調査 (FS) として REDD+、セメント工場におけるバイオマス利用に係る調査が行われている。今後、設備補助事業として具体的な案件の実施に期待したい。また、京都市と首都ビエンチャン市の都市間連携も行われおり、今後の緩和活動における包括的な取り組みになると考えている。

4. **Saruul Dolgorsuren 氏** (モンゴル環境グリーン開発省)「モンゴルにおける JCM 実施状況」(Current status of JCM implementation in Mongolia)

- モンゴルでは、グリーン開発に関する政策が承認され、GDP あたりの CO₂ 削減を 2006 年比で 2020 年までに 2 倍、2030 年までに 2.5 倍に強化するという野心的な目標を立てている。今後 UNFCCC に対して、第三次国別報告書 (TNC)、隔年更新報告書 (BUR) 及び約束草案 (INDC) を提出することになっており、取り組みを進めていく予定である。技術、キャパシティ・ビルディング及び測定・報告・検証 (MRV) において課題を抱えているが、現在行われている JCM 事業を更に他都市にも拡大できればと考えている。

5. Xavier E. Matsutaro 氏（パラオ大統領府）「パラオにおける JCM 実施状況」（Current status of JCM implementation in Palau）
 - エネルギー政策については、エネルギー効率及び再生可能エネルギーを含む 5 つの重点分野を特定し取り組んでいる。現在、小規模太陽光発電及び廃棄物関連で実現可能性調査が行われている。更に JCM モデル事業として行われている、太陽光パネルの設置工事が本日終了したとの報告があった。JCM は日本及びパラオ双方にコベネフィットをもたらしている。より多くの住民への裨益を実現するとともに、例えば対策実施により得られた利益を適応策に活用することも考えている。

6. Le Ngoc Tuan 氏（ベトナム天然資源環境省）「ベトナムにおける JCM 実施状況（Current status of JCM implementation in Vietnam）」
 - JCM は日越の協力体制の一環であり、緩和活動によって温室効果ガスを削減していかなければならない。ベトナムでは土地利用、適応及び NAMA（途上国における緩和活動）も行っている。JCM ではこれまでに合同委員会（JC）を 2 回行っており、方法論の開発にも取り組んでいる。

7. 加藤 真氏（一般社団法人海外環境協力センター：OECC）「JCM のための案件発掘協力」（Project finding cooperation for the JCM）
 - 途上国での低炭素技術移転及び JCM 案件発掘を目的として、OECC ではカンボジア、ラオス、モンゴル、バングラデシュ及びベトナムにおいて、低炭素技術の調査、技術診断、各国の事業者とのマッチメイキングを目指した環境技術ミッションなどを行っている。

8. 木村 祐二氏（公益財団法人地球環境センター：GEC）「JCM 資金プログラムと調査プログラム」（JCM financing programme and study programme）
 - JCM の実施に際し、GEC では環境省の資金プログラム（JCM プロジェクト設備補助事業）の執行団体と調査プログラム（実現可能性等調査）の事務局を行っている。JCM 調査プログラムの下では、案件組成調査、実現可能性調査及び REDD+実証調査が実施されている。また設備補助事業では初期設備投資の 50%までを支援している。これまでに設備補助事業として 15 案件が採択され（環境省のみ）、内 1 件は JCM プロジェクトとして登録されており、JCM 方法論として採択済みの 5 件の内 4 件が本事業の関連の方法論となっている。

■ 質疑応答

Q. 政府関係者（モンゴル）：

各国での JCM の運営はどのように行っているのか。また、ホスト国政府企業が JCM を実施した例があるか。

A. Atika 氏（インドネシア JCM 事務局）：

関連する省庁と連携して運営を行っている。国営企業との事業はあるが、国内規程との整理が必要となっている。

Q. 一般傍聴者（台湾）

JCM のクレジット価格について教えてほしい。

A. Tuan 氏（ベトナム天然資源環境省）

現在 JCM は取引を行わないクレジット制度となっているので、クレジット価格は決まっていない。

Q. 政府関係者（インドネシア）：

提案された方法論の評価はどのように行われているか、またどのようにして既に存在する国家基準に適応すべきか。

A. 木村氏（GEC）：

JCM の方法論は、これまで世界的に行われてきた市場メカニズムとしてクリーン開発メカニズム（CDM）の方法論を参考にしつつ、簡素で実用的なものとなるよう検討しているところ。JCM における MRV の具体例として、参考にしてほしい。

A. Atika 氏（インドネシア JCM 事務局）

インドネシアでは既に国家基準が設定されているため、政府と協議をしながら方法論の開発を進めている。

Q. 一般傍聴者：

JCM において削減量が発生した後のプロセスについて教えてほしい。

A. 木村氏（GEC）：

現在 JCM プロジェクトから発生したクレジットを取引する市場はない。プロジェクトで発生した削減量の扱いについては、今後検討されていく分野かと思う。

以上